

ひばり東新田薬局の書面揭示事項等について

当薬局で取扱いのある医療保険及び公費負担医療について

当薬局で取扱いのある医療保険及び公費負担医療は以下の通りです。

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療・精神通院医療）
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・中国残留邦人等に関する法律に基づく指定
- ・肝炎治療特別促進事業に係る医療費に基づく指定
- ・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定

個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

保険外併用療養費に関する事項について

- ・薬剤の容器代

原則として容器代を頂いております。

- ・医薬品の郵送料

患者さまの都合・希望に基づく郵送料等や配達料は患者さまご負担となります。

- ・甘味料等の添加

原則として料金はいただいております。

- ・一包化

医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。また、患者さまの都合・希望に基づく一包化は、自費負担となります。

長期収載品の選定療養について

2024 年 10月から、「後発医薬品」がある先発医薬品（長期収載品）を希望される場合に、特別の料金（選定療養費）をご負担いただいております。「医療上の必要性がある場合」などを除いて、患者さまの希望により後発医薬品ではなく先発医薬品の調剤を受ける場合は、選定療養の対象として、その差額の 2 分の 1 をご自身で負担していただく仕組みです。後発医薬品への変更について、ご相談がありましたらお声がけください。

個人情報保護の方針について

当薬局は、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。当薬局における個人情報の利用目的は以下の通りです。

当薬局における調剤サービスの提供、医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との必要な連携、病院・診療所等からの照会の回答、患者さまのご家族等への薬に関する説明、医療保険事務、薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談又は届出など、調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、当薬局内で行う症例研究、当薬局内で行う薬学生への薬局実務研修、外部監査機関への情報提供等

夜間・休日等加算、時間外等加算（時間外・休日・深夜）について	
当薬局では、夜間時間・休日などで窓口対応を行う場合、下記の時間帯で夜間・休日等加算を算定いたします。 平日の 19 時以降 土曜日の 13 時以降 年末年始 12月29日 ～ 1月3日 また、当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。営業時間外の調剤につきましては、時間外・休日・深夜加算が発生いたします。 時間外加算：基礎額の 100% 休日加算：基礎額の 140% 深夜加算：基礎額の 200%	

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

調剤管理料に関する事項	
患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。	

服薬管理指導料に関する事項	
患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しております。	

服薬管理指導料 1 イに関する事項	
当薬局は、以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍し、かつ、以下の施設基準を満たす薬局となります。 ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上 ・ 週 31 時間以上の勤務 ・ 当薬局へ半年以上の在籍 ・ 研修認定薬剤師の取得 ・ 医療に係る地域活動の取組への参画 ・ 常勤薬剤師の平均在籍期間が 1 年以上、または管理薬剤師が継続して 3 年以上在籍している 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。	

連携強化加算に関する事項	
当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 第二種指定医療機関の指定 ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売	

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項	
地域支援・医薬品供給 対応体制加算 1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 後発医薬品の調剤割合が 85%以上 ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制 計画的な調達・在庫管理を行い、他の薬局への医薬品分譲実績（伝票等を 2 年間保存） 医薬品入手困難時、他薬局紹介や処方変更の照会等の適切に対応 重要供給確保医薬品の 1 ヶ月程度の備蓄 単品単価交渉の原則実施 卸への頻回・急配依存や不適切な返品の自粛 地域の保険医療機関、保険薬局等と連携し、取扱品目についての情報共有、事前取決めの実施

在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学総合加算 1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知 ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 48 回以上） ・ 服薬指導料の「注 1」に規定する服薬管理指導を行う旨の届出

在宅患者訪問薬剤管理料について	
当薬局は、在宅で療養中の患者さまのうち通院が困難な場合、医師の指示のもと、調剤後に患者さまご自宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせて頂くことができます。ご希望される場合はお申し出下さい。（担当医師の了解と指示等が必要です）	

電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	
当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ オンラインによる調剤報酬の請求 ・ オンライン資格確認を行う体制・活用 ・ 電子処方箋により調剤する体制 ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制 ・ 電子的調剤情報連携体制整備加算に関する薬局内およびウェブサイトへの掲示 ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置	

調剤ベースアップ評価料	
当薬局では、以下に掲げる施設基準を満たし、該当の評価料を算定いたします。算定による収益は全て、職員の賃金改善に充て、より質の高い調剤サービスを提供できる環境づくりに努めています。 ・ 調剤基本料の届出を行っている保険薬局であること ・ 対象職員が勤務していること ・ 対象職員の賃金改善を実施するための体制が整備されていること ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置	

ひばり東新田薬局			
管理薬剤師	深澤 誠	TEL	054-266-7303
所在地	静岡県静岡市駿河区丸子新田 246-6	FAX	054-266-7513